

平成 27 年 9 月 30 日

平成 27 年 9 月 関東・東北豪雨による 水害への支援について

り災証明書により住宅建替えの際の建築確認・検査手数料の 1/2 を減額します

一般財団法人さいたま住宅検査センターは、平成 27 年 9 月 10 日に発生した水害により住宅に被害があった方を支援するために、一戸建て住宅の建替えの際に必要な建築確認申請等の手数料の 2 分の 1 を減額します。

平成 27 年 9 月 10 日に発生した水害は、栃木県や茨城県などの住宅等に大きな被害をもたらしました。また、埼玉県内でも越谷市や春日部市など、県東部を中心に住宅の浸水被害をもたらしました。

今後、これらにより被災された方が一戸建て住宅の建替えを行うときは、り災証明書を添付していただければ、被害の発生した日から 1 年間、建築確認申請及び検査の手数料の 2 分の 1 を減額いたします。

詳しい内容については、当センター各事務所へご相談ください。

<本件に関するお問い合わせ>

一般財団法人さいたま住宅検査センター 技術管理部

TEL : 048-621-5120 FAX : 048-863-3320